

福島市U I J ターン移住支援事業における移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 福島市は、ふくしま創生総合戦略及び第6次福島市総合計画に基づき、市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、福島県と共同して行う福島市U I J ターン移住支援事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から福島市に移住した者が、移住支援金の支給要件を満たした場合に、予算の範囲内において移住支援金を交付することとする。

当該移住支援金の交付については、ふくしま移住支援金給付事業補助金交付要綱、福島県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業実施要領（以下「県実施要領」という。）、その他法令等の定めるところによるほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(交付金額)

第2条 移住支援金の金額は、世帯の申請の場合にあっては100万円、単身の申請の場合にあっては60万円とする。なお、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は18歳未満の者一人につき100万円を加算する。

(対象者要件)

第3条 次の（１）の要件を満たし、かつ（２）、（３）、（４）または、（５）のいずれかの要件に該当し、世帯の申請をする場合にあっては（６）の要件を満たし、移住支援金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）を対象とする。

（１）移住等に関する要件

次に掲げる①、②及び③に該当すること。

① 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 福島市に住民登録をする直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区に在住、または、東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）または、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）及び平成22年から令和2年の人口減少率が10%以上の市町村をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、雇用保険の被保険者または、法人経営者若しくは個人事業主として東京23区に通勤していたこと。

イ 福島市に住民登録をする直前に、連続して1年以上、東京23区に在住、または、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、雇用保険の被保険者または、法人経営者若しくは個人事業主として東京23区に通勤していたこと。

ウ ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住

元としての対象期間とすることができる。

② 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 移住支援金の交付申請時において、転入後1年以内であること。

イ 福島市に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

③ その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 暴力団等の反社会的勢力または、反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

イ 日本人または、外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者もしくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

ウ 申請者は、過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だったものが、5年以上経過し、18歳以上となった場合を除く。

エ その他福島県及び福島市が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件

① 一般の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 勤務地が東京圏以外の地域または、東京圏内の条件不利地域に所在すること。

イ 就業先が、福島県が移住支援金の対象としてマッチングサイト、または、他の都道府県における同様のマッチングサイトに掲載している求人情報に応募して採用されたものであること。

ウ 就業する者にとって、3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。ただし当該法人が、県内で物品の売買やサービスの提供、住民の雇用等、地域経済の発展や地域活性化等に寄与する行為を行う場合は、この限りではない。また、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者の場合はこれを除く。

エ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて移住支援金の対象法人に就業し、移住支援金の交付申請時において、当該法人に就業していること。

オ 上記イの求人への応募日が、マッチングサイトに当該求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。

カ 当該法人に、移住支給金の申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。

キ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

② 専門人材の場合

福島県が地方創生推進交付金を活用して実施するプロフェッショナル人材事業または、内閣府地方創生推進室が実施する先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 勤務地が東京圏以外の地域または、東京圏内の条件不利地域に所在すること。

イ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

ウ 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有して

いること。

エ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

オ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(3) テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

①所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

②移住先で テレワークにより勤務する（原則、恒常的に通勤しない）こととし、かつ週 20 時間以上テレワークを実施すること。

③内閣府地方創生推進室が実施する地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(4) 本事業における関係人口に関する要件

次に掲げる①のアからカのいずれかを満たす者と、かつ、②のア、イまたは、ウのいずれかを満たす者と、福島市が本事業における関係人口と認める者。

① 関係人口の対象範囲

ア 福島県、福島市または、福島市の関係団体が主催または、参加した移住関連イベントに参加した者。

イ 福島市が運営する会員制の団体（ファンクラブ）等に登録している者。

ウ 福島市内で地域づくり活動や地域活性化の活動に参加している者。

エ 多拠点で生活しており、福島市を拠点の一つとしている者。

オ 二親等内の親族が本市に居住している者。

カ 本市にふるさと納税をしたことがある者。

② 就業要件等

ア 福島県内の企業に就業し、かつ下記（a）、（b）、（c）の要件を全て満たすこと。

（a）週 20 時間以上の無期雇用契約であること。

（b）就業してから 5 年以上、継続して勤務する意思を有していること。

（c）転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

イ 福島県内で新規に起業し、開業の届出をしていること。

ウ 福島県内で農林業に就業していること。ただし、将来的な就農のための研修等を含む。

(5) 起業に関する要件

福島県が県実施要領に従い実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

(6) 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ）

次に掲げる事項の全てに該当すること。

① 移住元において、申請者を含む 2 人以上の世帯員が、原則、住民票の上で、移住元において、同一世帯に属していたこと。

② 移住支援金の交付申請時において、申請者を含む 2 人以上の世帯員が、同一世帯に属していること。

- ③ 移住支援金の交付申請時において、申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、転入後1年以内であること。
- ④ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力または、反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(交付の申請)

第4条 移住支援金の交付申請を希望する者は、次の区分に応じて掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 移住支援金交付申請

申請者は、就業者にあつては、移住支援金の対象法人（以下「対象法人等」という。）に就業している者であつて、かつ、福島市への転入後1年以内に、テレワーク実施者及び関係人口にあつては、福島市への転入後1年以内に、起業者にあつては、起業支援金の交付決定日から1年以内であつて、かつ、福島市への転入後1年以内に、「移住支援金交付申請書兼実績報告書」（第1号様式）に加え、第3条の（1）の要件を満たし、かつ、第3条の（2）、（3）、（4）または、（5）のいずれかを満たすとともに2人以上の世帯の場合にあつては（6）の要件に該当することを証する次の書類を添えて市長に提出すること。

① 交付申請時に必要となる書類

- ・ 移住支援金交付申請書兼実績報告書（第1号様式）（転入先での継続した居住・勤務意思等を確認できる書類）
- ・ 福島県移住支援事業（移住支援金）に係る個人情報の取扱い（第1号様式の別紙1）
- ・ 移住支援金の交付申請に関する誓約事項（第1号様式の別紙2）
- ・ 身分証明書（提示により本人確認ができる書類）
- ・ 移住元の住民票の除票の写し（移住元での在住地、在住期間を確認できる書類）
- ・ 移住支援金の振込先の預金通帳または、キャッシュカードの写し（確実に振込可能となる情報（金融機関名・本支店名・口座種類・口座番号・店番号・名義人名）を確認できるものに限る。）

② 東京23区以外の東京圏（条件不利地域を除く。）から東京23区への通勤者のみ必要となる書類

- ・ 東京23区で勤務していた企業等の退職証明書及び離職票等（移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類）

③ 東京23区以外の東京圏（条件不利地域を除く。）から東京23区に通勤していた法人経営者または、個人経営者のみ必要となる書類

- ・ 開業届出済証明書等（移住元での在勤地を確認できる書類）
- ・ 個人事業等の納税証明書等（移住元での在勤期間を確認できる書類）

④ 東京圏（条件不利地域を除く。）から東京23区内の大学に通学し、東京23区内の企業等へ就職した者のみ提出が必要な書類

- ・ 卒業証明書等（在学期間や卒業校を確認できる書類）
- ・ 東京23区で勤務していた企業等の就業証明書等（移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であつてことを確認できる書類）

⑤ 就業の場合（第3条の（2）、（3）、（4））の申請者のみ必要となる書類

- ・就業証明書（移住支援金の申請用）（第2号様式の1, 2, 3, 4）（雇用形態を確認できる書類）
- ⑥関係人口（起業等）の場合のみ必要となる書類
 - ・開業届等、福島県内で起業したことが確認できる書類
- ⑦関係人口（就農）の場合のみ必要となる書類
 - ・就農したことが確認できる書類
- ⑧ 起業者の場合の申請者のみ必要となる書類
 - ・起業支援金の交付決定通知書
- ⑨ 世帯向けの金額を申請する場合に必要となる書類
 - ・移住元の住民票の除票の写し（申請者を含む2人以上の世帯員の移住元での在住地を確認できる書類）

（交付決定の通知）

- 第5条** 市長は、ふくしま移住支援金給付事業補助金の交付決定を受けた場合において、第4条の（1）の申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに「移住支援金交付決定兼確定通知書」（第3号様式）（以下「交付決定通知書」という。）により、当該申請者に通知する。
- 2 審査の結果、移住支援金の交付を不適当と認める場合、または、予算上の理由等により当該年度における移住支援金の交付ができない場合は、その理由を付して、「移住支援金交付申請却下通知書」（第4号様式）により、当該申請者に通知する。

（支援金の交付請求）

- 第6条** 前条の規定により交付決定を受けた者は、移住支援金の交付を受けようとするときは、速やかに「移住支援金交付請求書」（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

（支援金の交付）

- 第7条** 交付決定を行った申請者に対しては、「移住支援金交付請求書」（第5号様式）の提出があった日から3か月以内に移住支援金の交付を行う。

（交付決定通知書の再交付）

- 第8条** 申請者が移住支援金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、「移住支援金交付決定通知書再交付願」（第6号様式）（以下「再交付願」という。）を市長に提出しなければならない。

（再交付決定及び通知）

- 第9条** 市長は、第8条に規定する再交付願の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに「移住支援金交付決定兼確定通知書（再交付）」（第7号様式）により、当該申請者に交付する。

(交付申請及び交付請求の取り下げ)

第10条 第4条に規定する移住支援金の交付申請及び第6条に規定する移住支援金の交付請求の取下げを行う場合は、その旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(報告及び立入調査)

第11条 福島県及び福島市は、福島県移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、福島市U I Jターン移住支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(返還請求)

第12条 市長は、移住支援金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合には、当該移住支援金の全額または、半額に相当する額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害等のやむを得ない事情があるものとして福島県及び福島市が認めた場合はこの限りではない。

(1) 全額の返還

- ① 虚偽の申請または、その他不正の手段により移住支援金の支給を受けた場合
- ② 移住支援金の申請日から3年に満たない期間において、福島市から転出した場合
- ③ 就業者にあつては、移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合
- ④ 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

移住支援金の申請日から3年以上5年以内に福島市から転出した場合

(継続就業の報告)

第13条 移住支援金の交付を受けた者は、当該移住支援金の申請日から5年を経過する日までの間、当該申請日から1年ごとに、就労先である事業者が発行する「就業証明書」(第2号様式の1, 2, 3, 4)を市長に提出しなければならない。

(転出・転居の報告)

第14条 移住支援金の交付を受けた者は、当該移住支援金の申請日から5年を経過する日までの間に、福島市から転出しようとする場合または、福島市内で転居しようとする場合は「転出・転居先報告書」(第8号様式)により福島市長へ報告しなければならない。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、福島県と福島市が協議して定める。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行し、平成31年度(令和元年度)移住支援金交付事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年12月20日から施行する。ただし、平成31年4月1日から令和元年12月19日までに福島市に転入した場合は、第3条（1）①に掲げる事項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当することを移住元に関する申請要件とする。

（1）福島市に住民登録をする直前に、連続して5年以上、東京23区に在住していたころ。

（2）福島市に住民登録をする直前に、連続して5年以上、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、かつ、住民票を移す3か月前の時点において、連続して5年以上、雇用保険の被保険者または、法人経営者若しくは個人事業主として東京23区に通勤していたこと（連続して5年以上通勤していた東京23区の企業等をやめてから、住民票を移すまでの間に、東京23区以外であって移住先とは異なる都道府県に雇用保険の被保険者として雇用されていた場合は、原則として除く。）。

附 則

この要綱は、令和2年12月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日に施行し、令和5年1月1日から適用する。なお、令和4年12月31日以前に転入した申請者については従前の例による。

附 則

この要綱は、令和5年6月23日に施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日に施行する。

(第1号様式)

申請年月日 令和 年 月 日

福島市長 様

移住支援金交付申請書兼実績報告書

「ふくしま移住支援金給付事業補助金交付要綱」、「福島県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業実施要領」及び「福島市UIJターン移住支援事業における移住支援金交付要綱」に基づき、移住支援金の交付を申請します。

1 申請者欄 (※下記欄に記入してください)

フリガナ		性別	生年月日
氏名			年 月 日
住所	〒		
電話番号		携帯電話	
メールアドレス			

2 移住した日

移住年月日	令和 年 月 日	住民となった日を記入してください (届出日ではありません)
-------	----------	----------------------------------

3 移住支援金対象内容 (※該当する欄に○を付けてください)

単身・世帯	単身		世帯					
移住支援金の種類	就業		テレワーク		関係人口		起業	
世帯の場合は同時に移住した家族の人数 (1の申請者は含まない)			0 人		左記のうち、18歳未満の家族 の人数 (1の申請者は含まない)			0 人

4 確認事項 (※該当する欄に○を付けてください)

申請日から5年以上継続して、福島県福島市に居住 する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
(就業・起業の場合のみ記載) 申請日から5年以上継続して、就業・起業する意思 について		A. 意思がある		B. 意思がない
(マッチングサイト登録求人への就業の場合のみ記載) 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う 者との関係		A. 3親等以内の親 族に該当しない		B. 3親等以内の親 族に該当する
上記でB.を選択した場合 (就職先の法人の状況)		A. 地域経済の発展 等に寄与する行為を 行っている		B. 地域経済の発展 等に寄与する行為を 行っていない
(テレワークの場合のみ記載) 福島県福島市への移住の意思について		A. 自己の意思であ る		B. 所属先企業等か らの命令である
(関係人口の場合のみ記載) 移住元に居住していた際の福島県福島市との関わり について		A. 関係人口であつ た		B. 関係人口ではな かった

※上記、各種確認事項のBに○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

5 移住元（転入前）の住所（※東京23区又は東京圏での在住履歴を記入）

期間	住所
年 月 日 ～ 年 月 日	〒
年 月 日 ～ 年 月 日	〒
年 月 日 ～ 年 月 日	〒
年 月 日 ～ 年 月 日	〒
年 月 日 ～ 年 月 日	〒

6 東京23区での就労履歴（※東京圏から東京23区への就労者に該当する場合のみ就労履歴を記入）

期間	就労先（勤務先等の住所）
年 月 日 ～ 年 月 日	〒
年 月 日 ～ 年 月 日	〒
年 月 日 ～ 年 月 日	〒
年 月 日 ～ 年 月 日	〒
年 月 日 ～ 年 月 日	〒

※申請には通算5年以上の東京23区への在住又は東京圏から東京23区への在勤期間が必要であり、当該在勤期間と通勤期間は合算することができます。

※東京23区へ通学していた後に東京23区内の企業等へ就職した場合には、通学期間も通算できますので記載してください

※東京23区への在勤後、移住前に東京23区以外での在勤履歴があれば記入してください。ただし、当該在勤履歴がある場合、移住支援金の支給対象となりません。

7 移住後の生活状況（テレワークによる移住者のみ記入）

勤務先 企業等・部署名					
勤務部署住所	〒				
勤務先へ行く （出勤する） 頻度			回程度		行くことはない
	その他 （右に具体的に記入）				

8 移住支援金交付申請額（※申請する金額を記入してください）

金 円 うち、子育て加算 人
※該当する場合のみ 1,000,000円 ×

9 申請者の口座情報（※下記欄に記入又は該当するものに○をつけてください。）

金融機関名			銀行 ・ 信用金庫 農協 ・ 信用組合
本・支店名			
口座種別	普通 ・ 当座		
口座番号			
フリガナ			
口座名義人			

10 添付書類（※下記の書類を添付してください）

- ① 福島県移住支援事業（移住支援金）に係る個人情報の取扱い（第1号様式の別紙1）
- ② 移住支援金の交付申請に関する誓約事項（第1号様式の別紙2）
- ③ 【**就業**の場合】就業先が交付した就業証明書（移住支援金の申請用）（第2号様式の1）
- ④ 【**テレワーク**の場合】
 - ④-1 【企業雇用の場合】 就業先が交付した就業証明書（移住支援金の申請用）（第2号様式の2）
 - ④-2 【個人事業主の場合】 申請者が作成した就業証明書（移住支援金の申請用）（第2号様式の3）
- ⑤ 【**関係人口**の場合】
 - ⑤-1 移住元において、移住先市町村の関係人口であったことが確認できる書類
 - ⑤-2 就業：就業証明書（第2号様式の4） 起業：個人事業開業の届出を確認できる書類等
- ⑥ 【**起業**の場合】起業支援金交付決定通知書
- ⑦ 移住元における在住の証明書類（戸籍の附票の写し、住民票の写し等）

※**2人以上の世帯**の場合は、移住元（転入前）において同一世帯であったことが確認できること（世帯主との続柄が確認できる世帯員全員の住民票の除票）
- ⑧ 【**該当者のみ**】移住元における就労・修学の証明書類（※以下の書類）

【雇用保険の被保険者として雇用されていた方】

 - ⑧-1 移住元で就業していた企業等の退職証明書等
 - ⑧-2 雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類（離職票等）

【法人経営者又は個人事業主であった方】

 - ⑧-3 開業届出済証明書その他移住元での事業所所在地を確認できる書類
 - ⑧-4 個人事業等の納税証明書その他移住元での事業所開設期間を確認できる書類

【修学していた方】

 - ⑧-5 移住元で修学していた大学等の卒業証明書等

※通学していた方については、併せて移住元で就労していたこと等の証明が必要です。

【県・市町村確認欄】 ※申請者は記入しないこと

管理コード（福島県）			
管理コード（福島市）		窓口での本人確認書類	

(第 1 号様式の別紙 1)

福島県移住支援事業（移住支援金）に係る個人情報の取扱い

福島市が、移住支援金に係る私の個人情報について、福島県移住支援事業の実施のために、住民基本台帳の閲覧その他の方法により確認すること、及び福島県その他の都道府県において実施する移住支援金に係る事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、福島県、他の都道府県、他の市区町村に提供し、またはこれらの機関の確認に供することに同意します。

令和 年 月 日

福島市長 様

申請者住所 _____

署名 _____

(第1号様式の別紙2)

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

私は、移住支援金の交付申請に当たり、次のとおり誓約します。

【誓約事項】

- 1 福島県移住支援事業に関する報告及び立入調査について、福島県及び福島市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 ふくしま移住支援金給付補助金交付要綱、福島県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業実施要領に基づき、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、それぞれ次に定める金額を返還します。
 - (1) 虚偽の申請又はその他不正の手段により移住支援金の支給を受けたことが明らかになった場合：支給を受けた移住支援金の全額に相当する額
 - (2) 移住支援金の申請日から3年に満たない期間において、移住支援金を受給した県内市町村から転出した場合：支給を受けた移住支援金の全額に相当する額
 - (3) 就業者にあつては、移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：支給を受けた移住支援金の全額に相当する額
 - (4) 起業支援事業の交付決定を取り消された場合：支給を受けた移住支援金の全額に相当する額
 - (5) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に移住支援金を受給した市町村から転出した場合：支給を受けた移住支援金の半額に相当する額

令和 年 月 日

福島市長 様

申請者住所 _____

署名 _____

(第2号様式の1)

就業証明書(移住支援金の申請用)(マッチング支援事業・専門人材)

年 月 日

福島市長 様

所在地	
事業者名	
代表者名	
電話番号	
担当者	

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名(※1)	
勤務者住所	〒
勤務先所在地	〒
勤務先電話番号	
就業年月日	年 月 日
応募受付年月日	年 月 日
雇用形態	週20時間以上の無期雇用契約
勤務者と代表者又は取締役などの経営を担う者との関係(○を付ける)	・3親等以内の親族に該当しない ・3親等以内の親族に該当するが、当法人は地域経済の発展や地域活性化等に寄与する行為を行っている
マッチングサイト求人管理番号(※2)	
※プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用している場合のみ	目的達成後に離職することが前提ではない □ プロフェッショナル人材事業 □ 先導的人材マッチング事業

(※1) 福島県移住支援事業(移住支援金)に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、福島県及び福島市の求めに応じて、福島県及び福島市に提供することについて、勤務者本人の同意を得ています。

(※2) 福島県以外の都道府県のマッチングサイトに掲載している法人の場合は、当該マッチングサイトの掲載情報を証明する資料を添付してください。

※市町村確認欄(申請者等は記入しないでください。)	
	申請日時点で、就業が継続していることを確認している。

(第2号様式の2)

就業証明書(移住支援金の申請用)(テレワーク)

年 月 日

福島市長 様

所在地	
事業者名	
代表者名	
電話番号	
担当者	

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所 (移住前)	〒
勤務者住所 (移住後)	〒
勤務先部署の 所在地	
勤務先電話番号	
移住の意思	所属先企業等からの命令(転勤、出向、出張、研修等含む)ではない
テレワーク交付 金	勤務者に地方創生テレワーク交付金による資金提供をしていない

(※1) 福島県移住支援事業(移住支援金)に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、福島県及び福島市の求めに応じて、福島県及び福島市に提供することについて、勤務者本人の同意を得ています。

※市町村確認欄(申請者等は記入しないでください。)

	移住前から同企業等に所属していることを確認している。
	申請日時点で、移住元での業務を引き続きテレワークにより行っていることを確認している。

(第2号様式の3)

※個人事業主・フリーランスの方向け

就業証明書（移住支援金の申請用）（テレワーク）

年 月 日

福島市長 様

申請者名

居住地

下記のとおり事実であることを証明します。

記

就労開始日	年 月 日		
就労時間 (固定就労の場合)	合計時間	☐ 月間 ☐ 週間 時間 (うち休憩時間 分)	
	就労日数	☐ 月間 ☐ 週間 日	
	平日 時 分 ~ 時 分	(うち休憩時間 分)	
	土曜 時 分 ~ 時 分	(うち休憩時間 分)	
	日祝 時 分 ~ 時 分	(うち休憩時間 分)	
就労時間 (変則就労の場合)	合計時間	☐ 月間 ☐ 週間 時間 (うち休憩時間 分)	
	就労日数	☐ 月間 ☐ 週間 日	
	主な就労時間帯	時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)	
就労実績 (直近3カ月)	年 月 日/月、 時間/月	年 月 日/月、 時間/月	年 月 日/月、 時間/月
特記事項 (備考)			

(第2号様式の4)

就業証明書(移住支援金の申請用)(関係人口)

年 月 日

福島市長 様

所在地

事業者名

代表者名

電話番号

担当者

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	〒
勤務先所在地	〒
勤務先電話番号	
就業年月日	年 月 日
雇用形態	週20時間以上の無期雇用契約

(※1) 福島県移住支援事業(移住支援金)に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、福島県及び福島市の求めに応じて、福島県及び福島市に提供することについて、勤務者本人の同意を得ています。

※市町村確認欄(申請者等は記入しないでください。)	
	申請日時点で、就業が継続していることを確認している。

第 号
年 月 日

住 所
氏 名

福島市長

移住支援金交付決定兼確定通知書

福島県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業実施要領の規定に基づき、次のとおり移住支援金の交付を決定し、確定しましたのでお知らせいたします。

移住支援金 _____ 円

(備考)

- 1 福島市は、福島県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業実施要領に基づき、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、それぞれ次に定める金額を請求します。
 - (1) 虚偽の申請又はその他不正の手段により移住支援金の支給を受けたことが明らかになった場合：支給を受けた移住支援金の全額に相当する額
 - (2) 移住支援金の申請日から3年に満たない期間において、移住支援金を受給した県内市町村から転出した場合：支給を受けた移住支援金の全額に相当する額
 - (3) 就業者にあつては、移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：支給を受けた移住支援金の全額に相当する額
 - (4) 起業支援事業の交付決定を取り消された場合：支給を受けた移住支援金の全額に相当する額
 - (5) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に移住支援金を受給した市町村から転出した場合：支給を受けた移住支援金の半額に相当する額
- 2 福島市は、福島県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業実施要領の規定に基づき、福島県移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。
- 3 フラット35 地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用について、
 - ・この通知書は、フラット35 地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
 - ・移住支援金の返還を請求された場合は、フラット35 地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
 - ・移住支援金を受領した方に対するフラット35 地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。

(第3号様式)

- 4 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について、
- ・ この通知書は、日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
 - ・ 移住支援金の返還を請求された場合は、日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

管理コード	
-------	--

(第 4 号様式)

第 号
年 月 日

様

福島市長

移住支援金交付申請却下通知書

年 月 日付けで申請のありました移住支援金の交付につきましては、下記の理由により却下します。

記

却下理由

※ 却下理由は、ふくしま移住支援金給付事業補助金交付要綱第 4 条（給付対象者）に定める要件を満たさない場合は当該満たさない要件を、それ以外の場合は具体的な理由を記入するものとする。

(第5号様式)

移住支援金交付請求書

令和 年 月 日

福島市長 様

交付請求者

住 所

氏 名

電話番号

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のありました「福島市UIJターン移住支援事業」について、福島市UIJターン移住支援事業における移住支援金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 支援金交付額 金 円

2 振込先

金融機関名		銀行 ・ 信用金庫 農協 ・ 信用組合
本・支店名		
口座種別	普通・当座	
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		

※口座名義は交付請求者本人名義のものに限ります。

(第6号様式)

移住支援金交付決定通知書再交付願

年 月 日付で申請した移住支援金交付申請書兼実績報告書に係る交付決定通知書について、下記の理由により、再交付くださるようお願いします。

再交付の理由（※該当する番号に○をつけてください。）

1. 紛失
2. 破損
3. その他（ ）

令和 年 月 日

福島市長 様

申請者住所

署名

印

令和 年 月 日

様

福島市長

移住支援金交付決定兼確定通知書（再交付）

福島県移住支援事業・マッチング支援事業、起業支援事業実施要領及び福島市UIJターン移住支援事業における移住支援金交付要綱の規定に基づき、次のとおり移住支援金の交付を決定し、確定しましたのでお知らせいたします。

移住支援金 _____ 円

（備考）

- 1 福島市は、福島県移住支援事業・マッチング支援事業、起業支援事業実施要領及び福島市UIJターン移住支援事業における移住支援金交付要綱に基づき、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、それぞれ次に定める金額を請求します。
 - （1）虚偽の申請又はその他不正の手段により移住支援金の支給を受けたことが明らかになった場合：支給を受けた移住支援金の全額に相当する額
 - （2）移住支援金の申請日から3年に満たない期間において、移住支援金を受給した県内市町村から転出した場合：支給を受けた移住支援金の全額に相当する額
 - （3）就業者にあつては、移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：支給を受けた移住支援金の全額に相当する額
 - （4）起業支援事業の交付決定を取り消された場合：支給を受けた移住支援金の全額に相当する額
 - （5）移住支援金の申請日から3年以上5年以内に移住支援金を受給した市町村から転出した場合：支給を受けた移住支援金の半額に相当する額
- 2 福島市は、福島県移住支援事業・マッチング支援事業、起業支援事業実施要領及び福島市UIJターン移住支援事業の規定に基づき、福島県移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。

（裏面に続く）

(第7号様式)

- 3 フラット 35 地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用について、
- ・この通知書は、フラット 35 地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
 - ・移住支援金の返還を請求された場合は、フラット 35 地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
 - ・移住支援金を受領した方に対するフラット 35 地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。
- 4 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について、
- ・この通知書は、日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
 - ・移住支援金の返還を請求された場合は、日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

管理コード	
-------	--

(第8号様式)

転出・転居先報告書

令和 年 月 日

福島市長 様

支援金受給者

住 所

氏 名

電話番号

福島市U I Jターン移住支援事業における移住支援金交付要綱第14条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

転出・転居（予定）日	令和 年 月 日
転出・転居理由	
転出・転居先	住所 電話番号